

令和8年度高鍋町物価高騰対策農畜産業支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、農業資材、肥料、飼料等の価格高騰による農業経営への影響を緩和し、営農継続を支援するため、予算の範囲内において交付する高鍋町物価高騰対策農畜産業支援事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、補助金等の交付に関する規則（昭和47年高鍋町規則第21号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。
(交付対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、令和8年1月1日時点において、町内に住所を有する個人及び町内に本店又は支店を有する法人で、次の要件のいずれかを満たすものとする。ただし、暴力団（高鍋町暴力団排除条例（平成23年高鍋町条例第8号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係者（条例第2条第3号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当しない者に限る。

- (1) 認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）に基づく農業経営改善計画の認定を受けた農業経営者及び農業生産法人をいう。）
- (2) 認定新規就農者（農業経営基盤強化促進法に基づく青年等就農計画の認定を受けた農業経営者及び農業生産法人をいう。）
- (3) (1)(2)以外の農業及び畜産業を営む者で、令和7年若しくは直近の決算期の農業による収入金額が100万円を超える又は超えることが確実であり、令和8年中も農業及び畜産業を営む者であること。ただし、令和8年中に法人化した個人については、代表者が同一の場合に限り農業による収入金額を継続するものとする。

(交付額)

第3条 前条の交付対象者に対して交付する補助金の金額は、交付対象者1者につき10万円とする。

2 補助金の交付は、1回限りとする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、令和8年12月28日までに次の各号に掲げる書類を提出するものとする。ただし、第2条に規定する認定農業者及び認定新規就農者については、(2)及び(3)の提出は不要とする。

- (1) 高鍋町物価高騰対策農畜産業支援事業補助金交付申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）
- (2) 令和7年中の収入申告書類（農業所得用の令和7年分所得税青色申告決算書若しくは収支内訳書又は財務諸表（貸借対照表及び損益計算書等））又は町内に住所を有する個人の場合は収入等状況調査同意書（様式第2号）
- (3) 認定農業者又は認定新規就農者に該当しない法人の場合は法人の登記簿謄本
- (4) その他町長が必要と認める書類

(請求書の省略)

第5条 町長は、補助金の交付をしようとするときは、高鍋町財務規則（昭和45年高鍋町規則第12号）第51条ただし書の規定により、当該交付に係る請求書の提出を求めずに当該交付をすることができる。

(実績報告の省略)

第7条 補助金の交付を受けた者は、当該対象事業に係る実績報告を省略できるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この訓令は、公表の日から施行する。
- 2 この訓令は、令和8年12月28日までに申請のあった補助金の交付に関する手続きが完了した日に、その効力を失う。

電話番号

- ① 収入等状況調査同意書（様式第2号）※町内在住の個人の場合に限る。
- ② 令和7年中収入申告書類（所得税青色申告決算書（農業所得用）、収支内訳書（農業所得用）、貸借対照表、損益計算書のいずれか） ※①を提出した場合は不要。
- ③ 法人の登記簿謄本 ※法人の場合に限る。

様式第2号（第4条関係）

令和 年 月 日

収入等状況調査同意書

高鍋町長 黒 木 敏 之 殿

私は、高鍋町物価高騰対策農畜産業支援事業補助金の申請に際し、町がこの補助金の申請の事務処理に必要な範囲において、住民登録情報、所得及び収入情報を公簿等で確認する事に同意します。

令和 年 月 日

住 所 高鍋町大字

申請者